

平成28年(ワ)第12785, 17680, 28219, 平成29年(ワ)32358号

損害賠償等請求事件

原告 部落解放同盟 外248名

被告 示現舎合同会社 外2名

主張整理案

平成30年11月4日

東京地方裁判所民事第13部合 B 係 御中

被告	示現舎合同会社
上記代表者代表社員	宮部 龍彦
被告	宮部 龍彦
被告	三品 純

第1 部落解放同盟関係人物一覧(別紙目録3)について

1 別紙目録3の掲載行為について被告らは責任を負わない

- (1) 別紙目録3が掲載された時点で、掲載されたウェブサイト「同和地区 Wiki」を被告らが運営管理していた証拠はない。
- (2) 別紙目録3の掲載行為を被告らが自ら行った証拠はない。別紙目録2の各都府県の「全国部落調査」と明らかに体裁が異なるし、現在も別サイト(同和地区.com)が作られ、何者かによって同和地区や解放同盟関係者の情報が新たに掲載され続けている。
- (3) 「同和地区 Wiki」は不特定多数により膨大な情報が追加、編集されており、その全ての内容を常に把握することは現実的ではない。さらに、仮処分等の訴訟関連手続きが行われる前に、原告らから被告らに対して削除が求

められたことはない。

- (4) 別紙目録3が掲載された時点で、掲載されたウェブサイト「同和地区 Wiki」を被告らが運営管理していたとしても、「同和地区 Wiki」は特定電気通信設備に該当し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律により免責される。(東京地方裁判所平成11年9月24日 判時1707号139頁)
- (5) 「同和地区 Wiki」で使用されていた Tor はフェイスブックなどの著名なサイトでも採用されており、特殊なものではなく、危険なものではない。インターネットで通信の秘密を確保するために SSL 等の暗号化通信を使うことは現在ではごく普通に行われていることである。
- (6) インターネットのドメイン名は IP アドレスと名前を結びつける以上の機能はなく、ドメイン名を所有してもサーバーの内容を管理することはできない。

2 別紙目録3はプライバシー権を侵害するものではないことと、個々の原告との関係について

- (1) 別紙目録3の氏名・役職のほとんどは以前からインターネットや書籍で公開されていたものである。また、住所・電話番号のほとんども電話帳に掲載されていたものである。

その他の情報も特に秘匿性が高かったという証拠はない。

- (2) また、公人のため、団体での役職や連絡先は明らかに公益性があると考えられる者がいる。
- (3) 死亡している原告が存在する。
- (4) 明らかに別紙目録3に掲載がない原告がいる。
- (5) 親戚の名前が掲載されているとの主張は、原告適格性を有する理由にな

らない。

(6) 上記の点は乙390にまとめたが、さらに被告らにおいて調査する。

3 別紙目録3は名誉権を侵害するものではない

(1) 「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」(水平社宣言)。さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雑種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが」という一文は解放同盟のあり方に対する正当な批判とも取れ、エタである事を誇るという趣旨の水平社宣言の内容を掲げているのであるから人の評価を低下させるものではない。

そもそも、部落解放運動は自分の出自を卑下することを「丑松根性」と非難してきた歴史がある。

(2) 原告解放同盟は被差別部落出身者の団体を標榜しており、その役職にあることで原告らは事実上被差別部落出身者であると公言しているのだから、そのことが事実でも虚構でも、原告らが被差別部落出身者と思われることで原告らの権利が新たに侵害されることはない。

(3) 「非人・雑種賤民」は穢多以外の賤民を指す学術用語であり、特に人の評価を低下させるものではない。

4 現に原告らに対して損害は生じていない

(1) 別紙目録3により、原告らは何らかの損害を受けたという証拠はない。

(2) 「差別ハガキ」や嫌がらせ電話の類は、今さら始まったことではなく、解放同盟員による自作自演や、精神病者によるものも含めて過去に何度も解放同盟員に対してされている。刃物の郵送など、最近起こっていることが別紙目録3と関係している証拠はない。

第2 全国部落調査について

- 1 書籍目録1, 2の書籍については存在している証拠がない。
- 2 書籍目録3の書籍は、原告らの言う書籍目録1, 2の書籍とは全く別の趣旨のものである。
- 3 原告らには原告適格性がない
 - (1) 原告らの原告適格性は、原告らが「被差別部落出身者」であることを前提としているが、原告らが「被差別部落出身者」である証拠がない。そもそも、「被差別部落出身者」という身分は、明治4年8月28日付太政官布告第448号により廃止されており、法律上存在が許されないものである。
 - (2) 全国部落調査には単に「部落」とあり、「被差別部落」「被差別部落出身者」との関連は不明である。
 - (3) 学問上も「被差別部落出身者」が具体的に誰を意味するのか、定説はない。
 - (4) 同和対策事業は地域対策であって、「被差別部落出身者」という概念はない。

もともと、ほとんどの自治体では「属地属人」と言って、同和地区に居住する、近世の被差別身分との系譜関係を持つ者が事業の対象という建前で同和対策事業特別措置法が運用されており、単に同和地区に住めば同和関係者という扱いはされていなかった。

その「属地属人」も建前上のことに過ぎず、実態は被差別身分との系譜関係を検証することは不可能であった。例えば大阪市の西成地区のように、明らかに歴史的な「被差別部落」ではなく、ほとんどの住民が被差別身分との系譜関係とは無関係と考えられる地域も、同和地区として扱われていた。歴史的には、非人や雑種賤民は必ずしも世襲されなかった。

- (5) 部落差別とは血統による差別であり、同和地区(部落)の住人ないし出身者だから差別されるという考え方は、歴史的には存在しない。全国部落調査に1, 2戸と記載された部落があるのは、当時でも部落の住民全員が融和事業の対象ではなかったことを示している。そもそも「出身地」という概念さえ曖昧なものである。
- (6) 同和地区という形で部落が線引きされたのは戦後のことであり、そのことをもって部落が存在し、部落民が存在するというのであれば、現在の部落差別の概念は現憲法下の政府によって作られたということになる。
- (7) 法務省は、同和問題への取り組みにあたって、被差別部落に相当する身分が存在し、判別できるという考え方をしていない。
- (8) 総務省は、同和地区の地名は他人の権利を不当に侵害する情報に該当しないと判断している。
- (9) 「被差別部落出身」ではないと自白している原告がいる。
- (10) 「親戚が部落に住んでいるから」という趣旨の主張は原告ら独自のものである。「部落民の親戚なら部落民だ」といった考えは結婚差別につながるもので、許されないものである。
- (11) 原告らは戸籍謄本が被差別部落出身者の調査に使われると主張するが、原告らは被告官部の戸籍謄本から被告官部が被差別部落出身者かどうか判別できないでいる。このことは、戸籍謄本で被差別部落出身者が判別できるとの言説には根拠がないことを証明している。
- (12) 各原告は、「被差別部落出身者」ではなくて、一人の「人間」として訴訟に向き合うべきである。

4 全国部落調査は誰かの人格に係るものではないこと

(1) 出身地を証明する公的な文書があるとすれば、戸籍よりも住民登録がよりそれに近い。戸籍の附票(乙170)に掲載された被告宮部の住民登録の履歴からは、被告宮部の出身地は全国部落調査に記載がある鳥取市下味野ということになる。もし全国部落調査に掲載された地域の出身なら「被差別部落出身者」ということなら、全国部落調査は被告宮部の人格に係るものということになる。人格権を出版禁止の理由として持ち出すのであれば、被告宮部が自身の人格に属するものをどのように扱うかは自由のはずである。

にもかかわらず、当人の意志とは関係なく、一方的に出版禁止を強制するのであれば、それはもはや人格権とは全く違う別の概念である。

- (2) そもそも、全国各地の部落はそれぞれ別のものであり、それらをひとまとめにして、誰かの人格に属すると言うことはできない。
- (3) 次に掲げる過去の裁判例では、ある集団に対する評価を個人の人格権と結びつけることをいずれも否定している。

ア 平成14年6月27日札幌地裁判決(平成10(ワ)2328、いわゆる「アイヌ史資料集事件」または「アイヌ人格権訴訟」、裁判所ウェブサイト裁判例情報掲載)。

イ 平成19年12月14日東京地裁判決(平成17(ワ)14143他、乙213)、平成20年9月10日東京高裁判決(平成20(ネ)675、乙214)

ウ 平成29年9月29日東京高裁判決(平成28(ネ)4616、乙215)

5 全国部落調査が部落差別を惹起する根拠はない

- (1) 法務省が公表しているデータ(乙188ないし乙198)は、全国部落調査がインターネットで公表された後、同和問題に係る人権侵犯事件は増えるど

ころかむしろ減っていることを示している。これは、少なくとも、全国部落調査の復刻によって部落差別が頻発することはないという証拠である。

事実として全国部落調査は今もインターネットで公開されており、スマートフォンで都府県名に「部落」を加えて検索するとその都府県の部落の一覧が表示される状況が続いている。もはや部落差別を惹起する「可能性」を論じるような時期は過ぎており、現に公になっている全国部落調査によってどのような部落差別が起こっているのか原告らが証明すべきであるが、何も証拠はない。

- (2) 全国部落調査が実際に部落差別に使われたという証拠がない。過去の部落地名総鑑でさえ、具体的にそれがどのように部落差別に使われたのか明らかにされていない。原告らが主張する、過去に「差別事件」とされたものでも、同和行政や部落解放運動団体の存在が部落を特定する手がかりとなっており、地名によって判別されたという証拠はない。
- (3) 部落の住人ないし出身者だから差別されるというのであれば、部落に所在する不動産には「嫌悪すべき歴史的背景に起因する心理的欠陥」があり、宅建業法第四十七条による説明義務があることになるが、そのようなことはない。
- (4) 例えば都市部においては東京都、農村部においては富山県では、多数の部落がありながら同和地区指定が全く行われなかったが、それらの地域が今さら部落と知られたところで、部落差別が蒸し返されることは考えづらい。
- (5) 同和事業が行われたり、解放同盟が活動したりした地域は、同和対策施設が存在するか、あるいは「国立国会図書館サーチ」等で特定地域の地名と共に解放同盟の活動が分かるという実態がある。過去においては貧困があつて、昨今においては異常・異様とも思える同和事業や部落解放運動が

あることが部落に対する偏見の原因になっており、単に地名によって差別されるのではない。

- (6) 部落問題に係る書籍には、本当に差別されていたと思っていなくても、学業をさぼったり、政治的活動をしたりする口実として差別を主張していた実態がかかれており。部落出身を自称する者が差別されたと主張しても、それだけでは本当に差別である証拠にはならない。
- (7) 被告らによる全国部落調査の復刻は、差別を助長する目的ではないし、被告らが誰かを差別する行為を行ったことはない。原告らはその旨を主張していないし、証拠も示していない。
- (8) 原告らが主張する「土地差別」なるものは部落差別ではない。むしろ行政が同和地区の固定資産税を減免するなど、同和地区の土地を低く評価してきた。それを行政に求めたのは解放同盟である。
- (9) 大阪市では同和事業を止めた途端に、同和対策施設の跡地が民間に売り出され、建売住宅や集合住宅が建てられて売れている。この事実から、その土地が部落だから差別されていたわけではなく、まして単に地名で差別されるものでもないことは明らかである。
- (10) 同和対策事業が行われた時代には、学校で部落民宣言をさせ、同和住宅を建設して行政が同和関係者と認定した人だけを入居させて、住宅の表札・郵便受け・住宅地図・電話帳等から同和関係者を判別できるような状態を作っていたが、それらが人格権侵害と言われたことはない。
- (11) 部落とされる地域の出身者、あるいは部落の住民から「自分は部落民でない」と主張されたとき、それを否定できる理由はどこにもない。
- (12) 人は得体の知れない物を最も恐れるのだから、部落の全容を明らかにする全国部落調査は、むしろ部落に対する忌避感を軽減させる。

(13) 部落を暴力団と結びつけたり、あるいは部落を安易に屠場と結びつけたりするような偏見は、むしろ原告らが出処になっているものがある。

6 全国部落調査の復刻を禁止することは表現の自由・学問の自由に反する

(1) 地名や地域の特徴・歴史が誰かのプライバシーに該当するというのであれば、歴史・地理・地誌の研究は不可能となる。

「部落」であるから特殊な扱いをしなければならない理由はない。例えば平家の落人集落の場所を研究発表しても何の問題にならないはずで、原告宮部のような部落出身者が部落について研究発表する場合だけ制約を課せられるとすれば、部落出身者に対する重大な人権侵害である。

(2) 部落、被差別部落、特殊部落、被虐部落、被差別部落、同和地区等と呼称される地域の地名は、行政機関、原告らを含む、多くの人の手によって過去に何度も公開されてきた。

隣保館、集会所、改良住宅等の同和対策施設や、部落名を冠した解放同盟の支部が、事実上同和地区(部落)の目印となっている。

(3) 全国部落調査は戦前に融和事業の対象となった「部落」を網羅的に記載した貴重な文献であり、非常に学術的価値の高いものであることは疑いないし、後の部落問題研究や同和対策事業に大きな影響を与えていることから公益性も高い。事実、全国部落調査は部落問題研究に係る他の書籍や学術論文等で引用されている。

(4) 部落の場所を公表すべきと主張する研究者も存在し、その一部は原告解放同盟から不当な圧力を受けており、学問の自由が侵害されている。

(5) 原告らが原告適格性を持ち、民事訴訟で部落の地名の公表を差し止められるのであれば、原告らが部落問題に係る情報・表現・議論・研究の全て

を支配することである。このことは、原告らが公権力を後ろ盾にして部落問題に係る表現を検閲することであり、憲法21条に反する。

- (6) 全国部落調査を所蔵している日本社会事業大学図書館が、既に原告らから圧力を受けており、部落問題に係る同様の資料を所蔵している全国各地の図書館の自由が既に脅かされている。
- (7) 全国部落調査の復刻版は、部落地名総鑑と言われたものが、実は部落差別解消のために作られた行政資料がもとになっていたことを示し、同時に解放同盟自身が部落地名総鑑と同様のものを出版してきた事実を示すもので、政府や解放同盟にとっては政治的に都合が悪いものであろうが、まさに表現の自由の範囲内である。
- (8) 地対協意見具申は、部落問題についての自由な議論ができないことが部落差別の原因であることを指摘している。
- (9) 部落差別解消のための議論には部落の場所の特定が不可欠で、実際に相模原市が同和問題への取り組みのために部落の場所の特定を試みたことがあった。同和対策事業が行われた時代には、同様のことが全国的に行われていた。

部落の場所を特定することが不法行為と言われるのであれば、部落差別解消のために特定の部落が抱える問題について意見を提起しても、原告らにとって都合の悪いものであれば、その言論自体が差別、人格権侵害といった理由で潰されてしまう。そして、誰も問題提起できなくなり、部落差別の解消に関しては民主主義が機能しなくなる。

- (10) ある日突然、全国の部落から一斉に部落差別がなくなるということはありません。個別の部落から解消されていくものである。そのため、個別の部落の地名を出すなどというのであれば、部落差別の解消の取り組みを放棄するこ

とに等しい。

- (11) 個々の部落の地名が公表できないのであれば、特定の部落の同和行政や解放運動に係る事件も、あたかも部落全体の問題であるかのようにしか議論できなくなり、かえって部落に対する偏見を広める。

しかも、そのような事件を原告らが過去に何度も起してきた。

- (12) 全国部落調査の出版禁止を続けるのであれば、部落に関わると差別されると、永久に言い続けなくてはならなくなる。部落の場所を公開することに理由は必要ないが、部落の場所を秘密にするためには理由が必要で、しかもその理由自体が差別的で普遍性のないものにならざるを得ない。そのため、部落の場所を秘密にするということは、部落差別の解消と理論的に相容れない。

この結論は理論的に導き出された学問的成果であって、世論や多数決の論理が入り込む余地はない。

7 全国部落調査の出版を禁止する理由に規範性がない

- (1) 原告らは、原告らやその関係団体等による、部落の地名を列挙した過去の書籍については、その出版行為を正当化している。その理由も全国部落調査との非常に些細な違いを論じているものであり、全国部落調査の一部を抽出したり、出版の趣旨を変えたりすればよいとも取れるもので、原告らの被告らに対する請求の内容と矛盾している。

過去には、原告解放同盟が行政に提出した資料がいわゆる部落地名総鑑のもとになったことがあり、原告らやその関係団体等による部落の地名を列挙した出版物は、その内容や性質において部落地名総鑑と何も変わらない。

- (2) 過去の判例(平成26年12月5日最高裁第2小法廷判決(平成25年(行ヒ)37号 判例地方自治 390号 51頁))では、複数の文書について、内容が同じでも趣旨が違えば別の文書との判断がされている。全国部落調査についても、原告らは実質的にはその内容ではなく歴史的背景や趣旨を問題にしているのであるから。将来、あるいは他の誰かが趣旨を変えて同じ内容の書籍を出版することを抑止することはできない。
- (3) 一部の部落・同和地区に対して非常に詳細に記述された、政府機関による『同和地区精密調査報告書』の内容が、事実上図書館等で全て公になっている。

8 原告解放同盟に対する業務の妨害であるとの主張について

- (1) 全国部落調査の内容が原告解放同盟にとって政治的に都合が悪くだけで、解放同盟に対する業務の妨害にはあたらない。

誰かにとって政治的に都合の悪い言論が業務妨害であると解されるのであれば、民主主義の根幹が破壊される。

- (2) 原告解放同盟は全国の「被差別部落出身者」の代表ではない。部落解放運動団体は複数あるし、部落問題が国民的課題である以上、特定の団体に部落問題全般に係る情報や議論を支配する権利はない。

原告解放同盟は「被差別部落出身者」の団体というよりも、非常に偏った政治的主張を持つ、一政治団体に過ぎない。

9 全国部落調査の復刻の禁止を求める趣旨の訴えには、利益がない

- (1) 全国部落調査はその学術的価値の高さから、研究者の関心が高く、「同和地区 Wiki」の内容がコピーされ、具体的な部落の場所の特定等の研究が

被告ら以外の者によって継続され、公開され続けている。全国部落調査はアメリカの電子図書館に所蔵され、インターネットで公開されている。それらを削除することは不可能である。

- (2) 全国部落調査の復刻を禁止するための「部落は差別されるから」という理由付けは、時間的にも場所的にも普遍性がなく、規範性もないことから、将来、あるいは被告以外の何者かによって全国部落調査が公開されることを抑止することはできない。

10 「差別されない権利」について

- (1) 被告らが部落差別をしたことはないし、全国部落調査の内容も部落差別を煽るものではない。全国部落調査を部落差別と結びつける言説は全て、全国部落調査自体や被告らとは関係ない人々によるものである。
- (2) 原告らや原告らの関係者こそ、同和地区に引っ越して親子三代で住んだら世間は部落出身者とみなすという趣旨のことを行政が主催する講演会で放言したり、あたかも暴力団員の多くが部落民であるかのようなことを書籍に書いたりしてきたのである。原告らは、原告らが普段から言ってきたような部落に対する偏見を、被告らの責任にしようとしている。

11 インターネットでの公開について

- (1) 「グーグルブックス」「国立国会図書館サーチ」等のインターネットサービスにより、図書館に所蔵された書籍の内容がインターネットで検索可能になっている。検索可能な範囲は拡大しており、本訴を継続中も刻々と事情が変わっている。特定の地名に「部落」「同和」等のキーワードを合わせて検索することで、行政資料や部落解放運動団体の出版物に掲載された部落

の地名がちどころに分かるようになっている。

なお、公知の事実として、2018年5月18日に改正著作権法が成立し、著作権者の許可なしにインターネットで書籍の内容の全文検索サービスを提供することが正式に認められるようになった。

紙媒体での公開、図書館での公開、インターネットでの公開での公開には差異があるとの原告らの主張は既に破綻している。

- (2) インターネットは紙媒体に比べて誰でも情報の発信・拡散が容易である一方で、情報の訂正・反論が容易という性質があり、紙媒体よりも危険だから強く規制しなければならないという根拠はない。

12 部落差別の解消の推進に関する法律について

- (1) 部落差別解放推進法、一般国民の権利義務を規定したものではない。法律に、部落の地名の公表を禁ずる内容はない。
- (2) 法律は、部落差別の実態調査を求めており、むしろ政府自らが全国部落調査のような資料を活用するか、同様の資料を作成すると取れる内容である。
- (3) 法律は部落差別の事実を規定するものではないし、未来永劫差別が存在するという前提に立つものではなく、また具体的に部落差別の内容が何なのか明らかにしていない。

13 被告三品について

被告三品の賠償責任について、原告らは被告三品が合同会社示現舎の役員であるということ以外の事実を何も示していない。

会社法429条1項は「役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過

失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う」としているが、被告三品に「悪意又は重大な過失があった」と言える証拠はない。

以上